

作業チームの位置付け及び運営について

平成 22 年 8 月 9 日
障がい者制度改革推進会議担当室

第一次意見において、「改革が必要な分野について個別に部会や作業チーム等を設け、分野別課題の検討に着手する」ということが言及されている。

現在、わかりやすい第一次意見をつくる作業チームと「障害」の表記に関する作業チームが検討を進めているところ。

また、総合福祉部会においても作業チームで検討を行っていく旨の報告があったことから、円滑な運営のため、作業チームの位置付け及び運営については、以下のとおり整理することとした。

- 1 作業チームは、推進会議又は部会での議論を円滑に進めるため、その決定に基づき、特定の事項について論点の整理・検討を行うものとする。
- 2 作業チームで整理・検討された内容については、検討を依頼した推進会議又は部会に報告され、推進会議又は部会での検討に当たっての基礎資料となるものである。
- 3 作業チームのメンバーが必要とする手話、要約筆記、点字資料、ルビ付き資料等の提供は当然行う。ただし、作業チームは推進会議又は部会での議論を円滑に進めるための論点整理等の作業を行う場であり、公開して議論する性格のものではないと考える。
- 4 作業チームでの検討状況については、適宜推進会議又は部会に報告しなければならない。

「部会作業チーム」の役割と運営について(案)

平成 22 年 8 月 31 日

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会
部会長 佐藤久夫

1 役割

部会作業チームは、障害者総合福祉法のあり方に関して担当する論点項目(検討項目)について検討し、可能な限り意見の調整を図った上で、総合福祉部会に報告する。

2 体制

- (1) 部会作業チームは、2010 年 10 月から 2011 年 3 月(目途)まで、二期に分けて設けることとし、テーマ毎に分かれて検討を行う。
- (2) 部会作業チームには座長をおく。また、必要に応じて副座長をおくことができる。
- (3) 部会作業チーム間の調整等を行うため、各部会作業チームの座長及び部会三役からなる座長打合せ会を設ける。

3 メンバー

- (1) 部会作業チームのメンバーについては、部会構成員の希望をできるだけ踏まえ、座長打合せ会で協議しながら、部会三役及び内閣府障がい者制度改革推進会議担当室長において、部会構成員の中から指名する。
- (2) 部会構成員は、一期につき一の部会作業チームへ参加できる。

4 座長の役割

- (1) 部会作業チームにおける議事進行をつとめる。
- (2) 部会作業チームに割り当てられた論点の整理を行う。
- (3) 部会作業チーム報告書を起草する。

5 部会への報告

- (1) 部会作業チームの検討状況については、毎回の部会で、「議事概要」を提出し報告する。
- (2) 部会作業チームの検討結果については、それぞれ「部会作業チーム報告書」を提出し報告する。

6 部会作業チームの検討分野

- (1) 法の理念・目的 … 藤井克徳座長
- (2) 障害の範囲と選択と決定
 - ① 障害の範囲 … 田中伸明座長
 - ② 選択と決定・相談支援プロセス(程度区分) … 萩木尚子座長
- (3) 施策体系
 - ① 訪問系 … 尾上浩二座長
 - ② 日中活動と GH・CH・住まい方支援 … 大久保常明座長
 - ③ 地域支援事業の見直しと自治体の役割 … 森祐司座長